平成２６年（フ）第１４６４号
横浜市港南区港南１丁目20番３号　栄荘102号室
債務者　松本　久和
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目４番10―203号
債務者　江里口しのぶ
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１８号
神奈川県大和市柳橋４丁目18番13号
債務者　福丸　あい（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６２９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町105番地46
債務者　品川　義男
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第９２４号
千葉県船橋市咲が丘３丁目11番９号　ＮＣＫコート101号
破産者　山本　則夫
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３６号
奈良県御所市1215番地の２
破産者　櫃原産業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８９０号
千葉市花見川区畑町888番地
破産者　株式会社海上
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
富山市中市１丁目33番地の172
破産者　有限会社福森運輸
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４２号
福島県郡山市安積町長久保１丁目25番地10
破産者　株式会社昭和給油
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
静岡市葵区吉野町３番５号　カーサ・ミラ805、開始決定時の住所静岡市駿河区大谷１丁目５―50
破産者　中村　　創
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
岐阜県羽島市堀津町須賀南２丁目50番地
破産者　田島　千草
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目58番10号、前住所三重県伊勢市大湊町264番地100
破産者　竹村　志眞
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
岡山市南区豊成１丁目６番７号ライオンズマンション803号
破産者　澤　　正樹
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目10番18―２号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市武岡５丁目３番16号
破産者　清水　武士
1　破産債権の届出期間　平成26年10月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午後４時
平成26年10月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
福井市田原１丁目８番11号
破産者　有限会社Ｔ．コンソート
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午前10時35分
平成26年10月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
滋賀県草津市芦浦町487番地１、前住所滋賀県守山市水保町1401番地の23
破産者　溝口　裕茂
1　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
2　一般調査期日　平成27年１月16日午前10時30分
平成26年10月８日　　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
岐阜県美濃加茂市山之上町5221番地
破産者　美濃加茂運送有限会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午前10時30分
平成26年10月９日　岐阜地方裁判所御嵩支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１４５号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字飯米場１番地の30、開始決定時の住所宮崎県日向市大字財光寺287番地３
破産者　佐藤　誠一
異議申述期間　平成26年12月９日まで
平成26年10月９日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５７１号
京都市上京区浄福寺通五辻下る有馬町184番地　メガロコープ西陣２号棟173号
破産者　松村　　優
免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
平成26年10月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係